

新型コロナウイルス感染症対策 雇用環境整備促進奨励金のご案内

東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、**非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を交付**します。ぜひご活用ください。

対 象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（**中小企業**）

※事業主が雇用保険適用事業主ではない場合は、都内にある労働者災害補償保険適用事業場の事業主であること。また、雇用保険適用事業主でなく、労働者災害補償保険の適用を受ける事業主にも該当しない都内にある暫定任意適用事業場の場合は、当該事業場を管轄する農業等個人事業所に係る証明書の添付がある事業主であること。

交 付 要 件

以下の2つの要件を満たすこと

（1）国から以下のア又はイの支給決定を受けていること

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」もしくは「緊急雇用安定助成金」
- イ 「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業対応コース）」もしくは「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

（2）次のア及びイの取組計画を作成し、1か月間の取組期間中に実施すること

- ア 非常時における雇用環境整備に関する事項（事業継続、勤務制度）
（例：テレワーク制度や時差勤務制度の導入など）
- イ その他非常時対応として確認しておくべき事項
（例：マスク等の備蓄計画の作成、緊急連絡網の作成など）

支 給 金 額

1事業所 10万円（1回のみ）



申 請 の 方 法

「申請の手引き」にて、申請方法、申請書・取組計画の書き方等をご確認の上、申請書類を原則**郵送**（申請受付期間最終日の消印有効）でご提出ください。

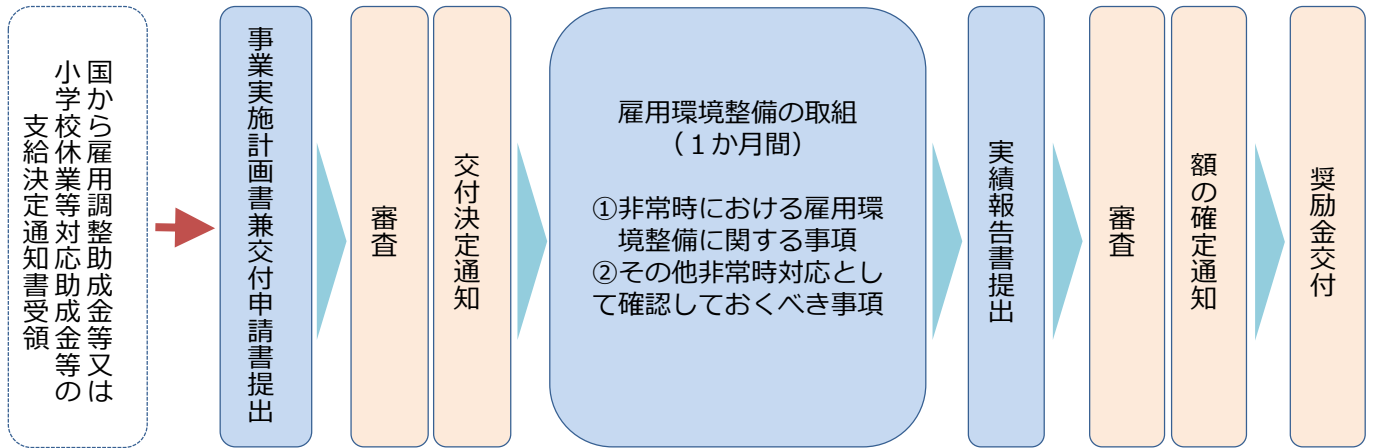
※申請の手引きや申請に必要な各様式は、TOKYOはたらくネットからダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>



事業の流れ

奨励金の交付までの流れは以下のとおりです。本事業の対象である国の各助成金の支給決定通知書を受領した後、東京都に申請してください。※青の部分が申請事業主が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回	交付申請受付期間	取組期間	実績報告受付期間
第6回①	11月10日(火)～11月30日(月)	1月1日～1月31日	2月1日(月)～2月25日(木)
第6回②	12月1日(火)～12月28日(月)	2月1日～2月28日	3月1日(月)～3月15日(月)

申請方法・問い合わせ先

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課歌舞伎町分室（雇用環境整備促進奨励金担当）
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号
電話 03 (6205) 6703
受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

（参考）新型コロナウイルス感染症に対応した休業に関する助成金の情報

・本事業が対象としている国の助成金に関する情報は、以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

①「雇用調整助成金」もしくは「緊急雇用安定助成金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

②「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html